

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和50年7月から52年12月まで
③ 昭和58年10月から同年12月まで

昭和40年4月末に会社を退職後、しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、母が加入した時期と同じ頃に加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は母が納付してくれていた。

申立期間①については、脱退手当金支給済期間と重複しているところ、当該重複期間に係る国民年金保険料は還付済みと記録されている。しかし、私は当該還付の手続を行った記憶は無く、還付金を受け取っていないと思う。

申立期間②については、母が、A県からB県に引っ越すまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間③については、私自身が、前後の国民年金保険料と同様に市役所又は金融機関で納付した。

国民年金保険料については、還付を受けたことは無く、年金を受給するためには25年間納付しなければならないと聞いていたので、海外に渡航していた期間を除き、欠かさず保険料を納付したはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人に係るA県C市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、第3回特例納付制度（附則4条）により昭和36年4月から38年8月までの29か月分を特例納付、53年1月から54年3月までの15か月分を過年度納付しており、当該特例納付制度の実施時期及び当該過年度納付の時

効到来期限などから判断すると、これらの国民年金保険料の納付は55年4月頃に行われたものと考えられるところ、当該納付時点において、これまでの保険料納付済月数、前述の特例納付月数、53年1月から60歳到達前月までの月数を合計すると、その月数は年金受給資格の要件を満たす下限の300か月となり、この場合、申立期間③は申立人にとって未納のまま放置することができない期間である。

また、申立人は、前述の昭和53年1月以降の国民年金加入期間において、申立期間③を除き国民年金保険料の未納は無く、申立期間③前後の期間の保険料は現年度納付済みであることを踏まえると、申立期間③の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、オンライン記録において、当該期間に係る国民年金保険料の還付記録として、請求者氏名に申立人氏名のほか、平成11年11月30日に還付金額2,900円を請求者の指定する金融機関の預金口座に振り込むための手続が行われたことが確認でき、申立人が還付手続を行った記憶は無いとする陳述は、このことと符合しない。

また、申立人に係るD金融機関（現在は、E金融機関）の預金口座取引記録によると、平成11年12月8日にF社会保険事務所（当時）から2,900円が振り込まれていることが確認でき、当該記録は、前述の還付記録と符合する。

これらのことから、申立期間①について、国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の直前に勤めていた会社を退職後、国民健康保険の手続を行った記憶はあるが、国民年金の加入手続については定かではないとしている上、申立人の母が行ったとする当該期間に係る国民年金保険料の納付方法についても、具体的に記憶していないとしている。

また、前述のとおり、申立人は、昭和55年4月に年金受給要件の300月を意識して国民年金保険料の納付を再開したものとするならば、申立期間②の保険料は特例納付しなかったことが考えられる上、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及びG県H区の年度別納付状況リストを見ると、いずれにおいても当該期間は未納と記録されている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 14594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、「B事業所」及び「A社」に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、個人事業所のB事業所からA社に移行した時期であるが、継続して同一場所に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においても、B事業所及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所及びA社の当時の経理担当者は、平成12年9月の厚生年金保険料について、「ほかの月と同じように当月の給与から当月の保険料を控除していた。」と回答しているところ、申立人から提出された同年9月の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B事業所は平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社が適用事業所となったのは同年10月1日と記録されているものの、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、設立日は10年8月*日と記されている上、当該適用事業所としての所在地はB事業所と同一地となっていることから、同社は、申立期間以前から事業実

態があり、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書において確認できる報酬月額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 14595

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、「B事業所」及び「A社」に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、個人事業所のB事業所からA社に移行した時期であるが、継続して同一場所に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においても、B事業所及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所及びA社の当時の経理担当者は、平成12年9月の厚生年金保険料について、「ほかの月と同じように当月の給与から当月の保険料を控除していた。」と回答しているところ、申立人と同職種の元同僚から提出された同年9月の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の経理担当者及び元同僚は、「申立期間の前後において、申立人の勤務形態及び給与形態に変更はなかった。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、B事業所は平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社が適用事業所となったのは同

年10月1日と記録されているものの、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、設立日は10年8月*日と記されている上、当該適用事業所としての所在地はB事業所と同一地となっていることから、同社は、申立期間以前から事業実態があり、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14596

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年12月14日は6万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与の支給控除項目一覧表及び元従業員から提出された申立期間に係る賞与支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の支給控除項目一覧表に記されている日付から、平成17年12月14日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の支給控除項目一覧表に記されている総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年7月12日は41万円、18年7月13日は43万1,000円、19年7月13日は42万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成18年7月
③ 平成19年7月

同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①、②及び③に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年夏季賞与に係る支払台帳、18年夏季賞与に係る支払台帳及び申立人に係る19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに申立人から提出された賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、事業主及び同僚の陳述並びに前述の所得税源泉徴収簿に記されている賞与支給日から、申立期間①は平成17年7月12日、申立期間②は18年7月13日、申立期間③は19年7月13日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 12 日は 41 万円、18 年 7 月 13 日は 43 万 1,000 円、19 年 7 月 13 日は 42 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったとすることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月12日は42万5,000円、19年7月13日は48万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成19年7月

同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年及び19年の各年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の所得税源泉徴収簿に記されている賞与支給日から、申立期間①は平成15年7月12日、申立期間②は19年7月13日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿に記されている賞与支給額及び社会保険料等の控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年7月12日は42万5,000円、19年7月13日は48万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における資格取得日が昭和35年11月1日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

兄が経営するA社において、申立期間当時から一緒に勤務していた兄弟3人には、昭和35年1月1日から厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ遅れて加入した記録となっていることに納得がいかないため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の元事業主及び元同僚の一人は、「昭和34年頃に、B社からA社になった。当時から、同事業所ではC業務職一人とその助手一人がD業務をしていた。当時、C業務職とその助手は、申立人のほかに8人いたと思う。」とした上で、同人らは当該C業務職5人とその助手3人の計8人の氏名を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除く当該8人全員について、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の元事業主は、「申立期間当時、申立人と同じC業務職の助手

をしていた申立人の弟が厚生年金保険に加入しているのであれば、一緒に勤務していた申立人が厚生年金保険に加入していなかった理由は見当たらない。申立人も給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常は事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から同年10月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年3月及び同年4月は6万8,000円、同年5月から同年7月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社が昭和52年2月に倒産した後、従業員だけで残務整理を行っていた時期に当たり、当該期間の前後で勤務場所及び勤務内容等に変化はなく、継続して勤務していたところ、途中で会社名がB社に変わったと記憶している。

申立期間に係る給料明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人提出の申立期間に係る給与明細書等から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額の内いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 52 年 3 月及び同年 4 月は 6 万 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、A 社は昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿の記録においても同年 2 月*日に解散していることが確認できるが、申立人及び複数の同僚が、当該期間も 50 人ないし 60 人程度の従業員が同社の残務整理に従事していた旨陳述していることを踏まえると、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に解散している上、解散当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、同社は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年6月は22万円、13年3月は41万円、同年4月から14年2月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月28日から14年3月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額であることが判明した。

申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間の記録を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年6月1日から同年7月1日までの期間及び13年3月1日から14年3月26日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険被保険者離職証明書から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、11年6月は22万円、13年3月は41万円、同年4月から14年2月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成8年5月28日から11年6月1日までの期間及び同年7月1日から13年3月1日までの期間については、申立人は、給料支払明細書を所持していない上、A社は、「申立期間当時の資料は既に廃棄しているため、申立人の報酬月額及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の給与計算事務責任者に照会したが、回答を得ることができなかつた上、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、照会することができないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14602

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険（昭和19年10月1日以降は、厚生年金保険）被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は同年12月13日であると認められることから、申立期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月3日から同年12月13日まで

私はB職業紹介所の紹介により、昭和19年4月3日頃、A社に入社し、同年12月15日にC軍に入隊するため、同年12月13日頃に退職するまで勤務し、D業務及びE業務に従事していた。

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について調査をお願いしたところ、申立期間の年金記録が無いとの回答を受けたが、勤務したのは間違いなく、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「連名簿」という。）、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致するものの、資格喪失日が記されておらず基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（各記録における資格取得日は、昭和19年6月1日。以下「未統合記録」という。）が確認できる。

また、A社において申立期間に被保険者記録が有り、申立人と同級生だったとする元同僚が「申立人は、A社に昭和19年12月まで勤務した後、軍隊に志願して辞めていった。」旨陳述しており、その内容は申立人の申立内容と符合しているところ、厚生労働省社会援護局から提供された軍隊の人事記録において、申立人が昭和19年12月15日にC軍に入隊した旨記されていることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことが推認でき、当該未

統合記録は、申立人の記録であると認められる。

ところで、前述の連名簿の申立人の欄には、昭和19年6月1日施行の厚生年金保険法の規定に基づき、新たに厚生年金保険の被保険者にもなったことを示す「改」の表示が記されているものの、払出簿及び旧台帳には当該「改」の表示が無く、申立人がA社ではD業務及びE業務に従事していたと陳述していることから、申立人は、前述の被保険者資格の取得時点において、厚生年金保険法ではなく、労働者年金保険法が適用される工場労働者の男子工員であったと推認できるところ、申立人と同級生で、申立人より少し早く同社に就職したとする元同僚二人には、労働者年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録について、前述の連名簿等の3つの原簿には資格喪失日が記されていない上、日本年金機構において現存する最も古いA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、未統合記録そのものが記録されていない。

さらに、A社において、昭和19年6月に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが、前述の連名簿及び払出簿により確認できる申立人を含む15人に係る旧台帳を見ると、うち8人には同社における被保険者期間に対応する当時の被保険者名簿が焼失した旨の記載があり、そのうち3人については、申立人と同様に資格喪失日が記されていない。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る前述の資格喪失日が不明であることの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、当時から半世紀もたった今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させることは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が昭和19年6月から軍隊に入隊する直前の同年12月まで、労働者年金保険被保険者記録の有る同僚と変わることなく、A社において継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の加入記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は同年12月13日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における旧台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年4月3日から同年6月1日までの期間に

については、前述のとおり勤務の開始日は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は平成15年4月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間に係る労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の同級生だったとする元同僚は、「自身は、卒業してすぐの昭和19年3月21日にA社に入社した。」旨陳述しているところ、同人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年4月7日であることから、同社では、必ずしも全ての男子工員を入社後すぐに労働者年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6665

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年12月まで

私の国民年金の加入手続は、父が昭和44年1月10日にA市役所（現在は、B市役所）で行い、同日に同市役所内の会計窓口で、国民年金保険料を納付したと聞いたことがある。

その後の国民年金保険料は、毎年、私の夫がA市役所で1年分を一括して納付してくれていた。

平成13年8月頃、年金の受給額を確認するため、C社会保険事務所（当時）に出向いた際、申立期間が未加入であることが判明し、その場で当該期間が被保険者期間であることを年金手帳に記入してもらったが、申立期間に係る年金記録は訂正されなかったため、その後、何度も住所地を管轄するD社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間の記録漏れについて申し出たが認められず、今回、日本年金機構から年金記録の確認はがきが届いたので、当該期間の記録の訂正を申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月5日に払い出されており、当該手帳記号番号と同日に払い出された前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年1月頃に行われたものと推認され、このことと44年1月に国民年金に加入したとする申立内容は符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、最初の「被保険者となった日」の欄には、昭和47年1月21日と記されているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は、同年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、43年4月に婚姻した申立人は、自身の厚生年金保険被保険者

の資格喪失月である同年12月から申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失月の前月である46年12月までの期間については、国民年金の任意加入対象者であり、前述の国民年金の加入手続時点（昭和48年1月）において、申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に遡って、国民年金の強制加入被保険者資格を取得したものと考えられ、この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当初に保険料を納付したとされる申立人の父は既に亡くなっていることから、具体的な状況は不明である上、申立期間の大半の保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金に加入後の保険料はA市役所で毎年1年分を一括納付したと陳述するものの、申立人の夫に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和47年度から55年度までの保険料は毎月納付されており、同人の保険料納付に係る陳述は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の昭和48年3月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立期間当時に払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年9月まで

私の国民年金の加入記録については、区役所で未納は無いと言われていたので、これまで何も問題が無いと思っていたが、妻の国民年金に未納期間があることが分かり、私の記録も調べてもらったところ、妻と同じ期間が未納であることが分かった。

申立期間の国民年金保険料については、妻が毎月、夫婦二人分の保険料をA県B市C区役所で納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をC区役所で毎月納付したと申し立てているが、この当時におけるB市の保険料納付方法は原則として3か月単位の期別納付であり、申立内容はこのことと符合しない上、納付回数等について申立人の妻に確認したが、同人は、「申立期間の保険料は納付していたはずである。」と陳述するのみで、具体的な納付状況に関する陳述は得られない。

また、オンライン記録によると、申立人夫婦に係る昭和60年度以降の国民年金保険料の納付日は夫婦同一日であることが確認でき、申立人の主張のとおり、申立人夫婦の保険料が一緒に納付されていたことがうかがえるところ、その妻についても申立期間は未納と記録されている。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年9月まで

私は、結婚のため会社を退職するときに、会社の人から、「昭和50年5月までは厚生年金保険料を納付済みなので、同年6月1日に御主人と自分の年金手帳を持ってA県B市C区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付しなさい。継続して納付しないと年金がもらえない。」と言われたので、昭和50年6月1日に区役所で国民年金の加入手続を行った。

また、加入手続を行った後、同日に別の窓口で夫と私の二人分の国民年金保険料を納付したことを覚えている。

その後の国民年金保険料は、毎月私が夫婦二人分を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月1日に、申立人の夫の国民年金手帳を持参してC区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このことと加入手続に申立人の夫の年金手帳を持参したとする申立内容は符合しない上、申立て当初、夫婦同時に加入手続を行ったとする陳述は無く、申立人の加入手続に関する記憶は明確でない。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は夫婦二人分の保険料を前述の区役所で毎月納付したと申し立てているが、この当時におけるB市の国民年金保険料の納付方法は原則として3か月単位の期別納付であり、申立内容はこのことと符合しない上、納付回数等について申立人に確認したが、申立人は、「申立期間の保険料は納付していたはずである。」と陳述するのみで、具体

的な納付状況に関する陳述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人夫婦に係る昭和 60 年度以降の国民年金保険料の納付日は夫婦同一日であることが確認でき、申立人の主張のとおり、申立人夫婦の保険料は一緒に納付されていたことがうかがえるところ、申立人の夫についても、申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 11 日から 45 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間は、A社B支店のC営業所から同支店のD営業所に異動になり、同営業所で昭和 45 年 3 月末に退職するまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 3 月 31 日までA社B支店のD営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時のA社B支店のD営業所長として名前を挙げた元上司は、「申立人は、昭和 42 年 3 月にA社B支店に採用となり、私が所長であった同支店D営業所に配属され、その後、43 年 4 月頃に同支店C営業所に異動した。私が 44 年 4 月に異動により同営業所長になった時点において、申立人は、同営業所に勤務しており、再び私の部下として1か月半ぐらい一緒に仕事をした後に退職した。申立人が同社に勤務していたのは、同支店のD及びCの両営業所を合わせても2年間ぐらいであった。」旨陳述している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認でき、申立期間に同社同支店のD営業所に勤務していたとする元従業員二人は、いずれも、「自身がD営業所に勤務していた当時、申立人は勤務していなかった。」旨陳述しているところ、申立人は、当該二人の元従業員のほか、前述の元上司及び元従業員が記憶する申立期間当時の同営業所長についても、記憶しておらず、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、商業登記簿の記録によると、A社は平成11年7月*日に解散している上、同社の清算事務を担っていたとする者は、「解散当時の担当者を確認したが、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人に関することは確認できない。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録を見ると、申立人について、A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間と符合する記録は確認できるが、申立期間に係る記録は見当たらない。

また、A社B支店において、申立期間当時に総務を担当していたとする元従業員は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等については確認できないが、私が知る限り、在籍している従業員の被保険者資格を喪失させることはあり得ない上、退職により資格を喪失させた従業員の給与から厚生年金保険料を控除することもない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月24日から同年12月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同工場には、後に吸収合併されることになったC社に異動となる直前の昭和37年11月30日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の合併に伴いA社B工場における残務整理作業を終えた後、昭和37年12月1日にC社に異動したと主張している。

しかしながら、複数の元同僚は、「会社の合併時に、希望退職することなくA社B工場からC社に移籍した者に係る異動日は、昭和37年11月1日付けである。」と陳述している上、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格を昭和37年11月1日に喪失し、同日にC社において同資格を取得している元同僚は、「私は会社の合併時に、希望退職せずC社に移籍したが、同じ部署であった申立人は、合併時に移籍せずA社を一旦退職した。その後、C社に就職したと記憶している。」と陳述している。

また、申立人と同日の昭和37年10月24日にA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日にC社において同資格を取得している複数の元同僚は、「会社の合併に際して、A社B工場において希望退職者の募集が行われ、希望退職に応じた者は、37年10月に同社を退職した。希望退職したものの、その後、勧誘を受けてC社に就職した者が多数おり、自身もその一人である。退職後、会社の要請によりA社B工場の残務整理作業を2週間ぐらい行った。その作業期間は日雇扱いで、厚生年金保険は適用されなか

った。」と陳述しているほか、申立人と同じA社B工場のD業務部に所属していたとする元同僚は、「希望退職者の募集が行われた際に、D業務職員たちが今後の身の振り方を互いに相談していた。申立人は、私と同様に希望退職に応じ、昭和37年10月にA社を退職した。その後、私は勧誘されて同年12月にC社に就職し、申立人は私より少し遅れて同社に就職してきた。」と陳述している。

さらに、「A社E組織史」を見ると、C社との合併に際して、同社への配置転換を希望する者は47人と記されているところ、オンライン記録から、昭和37年11月1日にA社B工場における被保険者資格を喪失し、同日にC社において同資格を取得している者は47人確認でき、前述の組織史の記述内容と一致する。

加えて、「A社E組織史」によると、(申立期間の始期の前日である)昭和37年10月23日を期限とする希望退職に応じた者は258人、その後、希望退職者のうち約80人がF職として採用されたほか、D業務従事者及びG業務従事者は個別に勧誘されてC社に就職したことが記されているところ、オンライン記録によると、A社B工場において、希望退職者募集期限の翌日である同年10月24日に申立人を含む235人が被保険者資格を喪失しており、うち86人が同年12月1日以降にC社において被保険者資格を取得していることが確認でき、「A社E組織史」の記述内容、元同僚の陳述及びオンライン記録はおおむね符合する。

また、C社は、「吸収合併に伴い、事業と従業員を包括的に承継したと聞いているので、申立人についても、申立期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されたと思われるが、当該事実を確認できる資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

年金事務所が管理する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、私は、同社において昭和 46 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した旨記載されているが、同年 1 月 1 日付けで被保険者資格を取得しており、申立期間について給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付していた。

また、前述の被保険者名簿によると、私は昭和 46 年 1 月 1 日付けで、A 社の事業主になった旨記載されているが、私が同社の事業主になったのは 48 年頃であり、事実ではない。

さらに、A 社における、私の厚生年金保険被保険者記号番号は、従前まで使用していた番号とは別の新たな記号番号となっているが、当該記号番号は、一人について一つのものを一生涯使用するはずであり不自然である。

加えて、私に二つの被保険者記号番号が払出しされた理由等について、社会保険事務所は、「資格取得届に厚生年金保険被保険者証の添付が無く、また記号番号の記入が無かったものと考えます。」などと回答しているが、私は A 社での資格の取得に際し、従前まで使用していた厚生年金保険被保険者証を添付して届出を行っており、社会保険事務所の回答はでたらめである。

前述のことなどについて、年金記録確認第三者委員会は社会保険事務所に対して徹底した調査を行い、その原因を明らかにした上で、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の事業主に係る記載及び同社の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社の

事業主として勤務していたことが推認できる。

一方、申立人はA社において、昭和46年1月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したと主張しているが、申立人が所持する同社における厚生年金保険被保険者証には、同年3月1日付けで被保険者資格を取得した旨が記載されており、当該資格取得日は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、当該記録以前に申立人が同社の厚生年金保険被保険者であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除しており、保険料は社会保険事務所に納付していたと主張しているが、それらを確認できる給与明細書及び賃金台帳並びに保険料納付をうかがわせる資料等を所持していない上、申立人がA社において、経理及び社会保険事務を担当していたとする者並びに同社の出資者とする者も既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱い並びに厚生年金保険料の控除及び納付の状況等については、事実関係を確認することはできない。

さらに、A社において申立期間に被保険者記録の有る複数の者から聴取したが、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

ところで、申立人は、A社において自身が事業主となったのは昭和48年であり、申立期間当時は事業主ではなかった旨主張しているが、前述の元従業員は、「私は昭和45年11月16日にA社に入社したが、採用の面接は申立人にしてもらった。給与額等の労働条件も申立人が決定していたし、申立期間において、申立人は同社の事業主であった。」旨回答している。

また、申立人がA社の出資者として名前を挙げた者が事業主を務めるB社の元従業員も、「申立人はA社の設立時から同社の事業主であった。」旨回答している。

さらに、申立人は、「A社の法人印及び銀行印については、自身と経理・社会保険事務担当者の二人が管理していた。」「従業員の採用、給与額の決定及び賞与支給等についても自身が決定していた。」「得意先及び仕入先との取引

に当たっても、自身が代表者として交渉していた。」と陳述している。

加えて、申立期間におけるA社の被保険者数は5人と少数であることなどから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、仮に、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとしても、同法に基づく記録の訂正の対象とすることはできない。

また、申立人は、A社における昭和46年3月1日付けの被保険者資格の取得及び従前とは別の新たな被保険者記号番号の払い出し等について、社会保険事務所に疑義を示しており、年金記録確認第三者委員会は社会保険事務所に対して徹底した調査を行い、その原因を明らかにしてほしい旨主張しているが、同委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあつた基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされ、申立期間における被保険者資格の届出、保険料の納付の有無又は保険料の控除の有無に係る事実認定に基づいて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、平成18年から22年にかけて社会保険事務所が申立人に対して行った回答の内容について、真偽を判断したり、申立期間当時における社会保険事務所の記録について、なぜそのように記録されているのかの原因追究及び責任追及を行う機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月頃から平成 3 年 11 月頃まで
② 平成 3 年 12 月頃から 5 年 5 月頃まで
③ 平成 5 年 5 月頃から 6 年 5 月頃まで

申立期間①については、A社B店にC職担当として勤務した。就職する際には、二人の子供がいたため自宅から近くの職場を選び、長く勤務するつもりで店長の面接を受けた際に、正社員にしてもらったと記憶している。

申立期間②については、D社にE職担当として勤務した。入社時に、社長から厚生年金保険に加入するかどうかを尋ねられ、加入したい旨伝えたことを記憶している。

申立期間③については、F事業所にE職担当として勤務した。同事業所は、その直前に勤務したD社の取引先であり、同社と同じ建物に所在していたところ、F事業所の事業主から「勤務時間等の条件は同じで、給料は今よりも上げるのでうちに来てほしい。」と誘われて、同事業所に転職した。

各申立期間については、年金記録において厚生年金保険被保険者期間とされていないが、それぞれの事業所において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人が当該期間のうち、平成3年6月1日から同年11月27日まで短時間労働被保険者として、雇用保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、少なくとも当該雇用保険被保険者期間にA社（現在は、G社）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、G社は、「申立人に係る資料を保管しておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が有り、住所地がA社B店の近隣である31人に照会したところ、19人から回答を得られたが、これらの者の中には同店に勤務したとする者は確認できず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、A社B店に就職する際に店長の面接を受け、長く勤務するつもりで正社員にしてもらった旨陳述しているところ、G社は、申立期間①当時における従業員の採用及び厚生年金保険の取扱いについて、「正社員は、本社採用で入社と同時に社会保険に加入、各店採用のパート従業員は、社員のおおむね4分の3の勤務時間を満たしている者を厚生年金保険に加入させている。」旨回答している上、申立人は、前述のとおり、雇用保険の加入記録において平成3年6月1日から短時間労働被保険者として雇用保険被保険者資格を取得していることから、申立人は、A社において厚生年金保険に加入する要件を満たしていなかった可能性もうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、D社の元事業主が、申立人に係る履歴書の余白に記載された内容から、「申立人は、平成3年10月15日から5年3月20日まで勤務していた。」旨回答していることから判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、前述の元事業主は、「当社は既に廃業しており、厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人の申立てどおりの届出を行ったかどうか不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚として3人を記憶しているところ、オンライン記録によると、当該3人のうちの1人については、D社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、ほかの2人に照会したが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる陳述等を得ることができなかった。

さらに、D社に係るオンライン記録を確認したが、被保険者の健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されて

いたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録において、離職日は確認できないものの、申立人が平成5年6月1日に「F事業所」の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、F事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立人が主張する同事業所の所在地を管轄する法務局においても、該当する商業登記簿の記録は確認できない。

また、申立人は、F事業所の事業主について、名字のみしか覚えておらず、当該事業主を特定できない上、申立人は、同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況等に係る事業主及び同僚の陳述は得られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 9 年 9 月まで

年金の裁定請求を行った際、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることが分かった。

昭和 63 年にA社とB社が共同事業体を設立することになり、私は友人の紹介で同事業体の経理財務責任者として、月給 50 万円の就労条件でA社に入社することになった。同事業体は新規法人設立前であったため、A社の社員として、給与支給額は入社当初から 50 万円で変動はなく一定だったので、申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与支給額は、記録されている標準報酬月額に見合う給与支給額よりも高額であったと申し立てている。

しかし、申立人がA社に入社した当初、同社の給与計算業務を行っていたとする同僚は、「申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明だ。」旨陳述しており、ほかの元従業員からも、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる陳述又は関連資料を得ることはできなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の妻は、「当社は解散しており、申立期間当時の資料は一切残っていない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

ところで、申立人は、「A社に経理財務責任者として入社し、同社の事業主から代表者印の管理を任され、社会保険関係の書類にも押印していたと思う。私は同社及び同社関連会社の従業員の給与を把握していることから、社会保険事務及び給与事務について知り得る立場であったことは間違いない。」旨陳述している。

また、A社の事業主の妻及び同社の複数の同僚は、いずれも「申立人はA社に経理責任者として勤務し、同社及び同社の関連会社の給与計算及び社会保険業務に従事していた。」旨陳述していることから、申立人は給与計算及び社会保険業務の意思決定について、関与していたと考えるのが相当である。

したがって、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立期間当時、A社の経理財務責任者であったとする申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月から 35 年 7 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。
しかし、申立期間にA社で勤務し、B事業所でC職業務に従事していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は平成 18 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 6 人に照会したところ、回答があった 3 人とも、「申立人がA社において勤務していたことを記憶していない。」と回答している上、申立人は同社における上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、前述の回答のあった元従業員のうちの一人は、「従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは社長が決めており、D業務部門及びE業務部門の責任者等は厚生年金保険に加入していたが、それ以外の従業員はすぐに辞める人も多かったので厚生年金保険に加入していなかった。また、申立期間当時の従業員数は、A社のF工場とG工場を合わせて 30 人程度であった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、A社の申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は 6 人ないし 16 人で推移していることから、同社は、申立期間当

時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年頃から24年頃まで

私は、申立期間にA事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B社C事業所及びD社E事業所、後のF社）において勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所及びD社E事業所（以下「A事業所」という。）の元従業員の陳述並びに申立人が名前を挙げた複数の元同僚が申立期間において被保険者記録が確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社は昭和33年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録があり、所在が判明した9人に照会したところ、回答のあった4人のうち1人は、「当時、厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と回答している上、当該回答のあった元同僚が名前を挙げた複数の元同僚及び申立人が名前を挙げた元同僚のうち、複数の元同僚は、当該被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、申立期間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14610(大阪厚生年金事案 8311 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 17 年 5 月 26 日まで

私は、前回、平成 4 年 12 月から 17 年 5 月まで A 社において勤務し、当該期間の給与の変動はなかったのに、年金事務所の記録では 7 年 11 月 1 日から標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に、13 年 10 月 1 日から 9 万 8,000 円にそれぞれ減額されていると申し立てたところ、標準報酬月額の記録の訂正を認めることができないとして、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）から通知を受けたが納得できない。

今回、A 社の当時の代表取締役から、私の申立期間中の給与を減額した事実はないとの証言を得たので、当該代表取締役に事実を確認の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元従業員二人から提出された申立期間の一部の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額に相当する控除額が記載されていることが確認できること、ii) 申立期間に A 社で被保険者記録が有る元従業員 30 人に照会したところ、14 人から回答が有り、このうち自身の給与額を記憶しているとする 7 人は、いずれも、「給与額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致している。」旨陳述していること、iii) 同社は、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会を行ったが、回答は得られず、同社の事業を継承する B 社（現在は、C 社）に照会しても、「申立期間当時の資料は保管していないため、保険料控除の状況は不明である。」との回答があったほか、申立期間当時の総務担当役員も、「申立人の申立期間における保険料控除の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の申立

期間における保険料控除の状況を確認できないこと、iv) オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正された事跡は見当たらないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき 22 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、申立人は、「A社の当時の代表取締役から、私の申立期間中の給与を減額した事実はないとの証言を得たので、当該代表取締役に事実を確認してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表取締役は、「申立人の申立期間中の給与額及び厚生年金保険料控除額については分からないが、会社全体としては、業績悪化により平成 11 年 9 月から役員報酬をカットし、13 年からリストラにより 100 人程度在籍していた本社従業員を 20 人ないし 30 人程度に削減し、残った従業員の給与も 2 割程度カットしたことから、申立人のみ、17 年まで従前どおりの月給 30 万円が支給されていたというのは疑問に思う。」旨回答している。

また、A社の申立期間当時の総務担当役員は、「申立人には契約により報酬を支払っていた。報酬については、業績が悪くなってきたので役員報酬及び従業員の給与より先に減額し、申立人の報酬も 10 万円を切るぐらいに減額した。」と回答している。

さらに、D市から提出された申立人に係る平成 8 年分から 17 年分まで（未申告であった平成 12 年分及び 16 年分を除く。）の税務関係資料によると、A社により、申立人の主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく給与支給及び厚生年金保険料控除が行われていたことが確認できない。

このほか、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月15日から5年5月11日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額より低い額であることが判明した。

平成4年5月にA社のC職となり、申立期間における各月の給与支給額は37万5,000円であったので、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が交付した辞令によると、申立人は、平成4年5月11日から5年5月10日まで同社のC職として勤務しており、当該期間の報酬は37万5,000円であることが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため、申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿において確認できる申立期間当時の元取締役3人及び総務課長に照会したところ、元取締役1人から回答があったものの、「私は、給与関係には全く関与していなかったため、申立人の厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している上、申立人が申立期間当時の給与事務担当者であったと記憶する元従業員は、「私は給与計算を担当していたが、既に20年経過しており、申立人の給与計算については何も覚えていない。申立期間は、私の退職後になることから、当該期間の社会保険事務について、会社がどのような取扱いをしていたのかについては全く知らない。」と回答して

おり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立人が記憶する元取締役の標準報酬月額、申立人と同様、退職する約1年前から大幅に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成4年5月分の給与支給明細において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、B社は、「保険料の控除方法は翌月控除である。」と回答していることから、当該控除額は申立期間前の同年4月分であると考えられる上、申立人は、当該給与支給明細以外を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14612(兵庫厚生年金事案 4638 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から3年11月15日まで

私は、平成元年5月にA社に入社し、同社の関連会社のB社からの派遣によりC社D支社で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、年金記録を訂正願いたいと年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に申し立てたが、平成24年3月12日付けで、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として、「A社の在職証明書」を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された現地派遣名簿、経歴書、A社から提出された従業員名簿及び同社の回答、並びに複数の元同僚の証言等から、申立人が申立期間において、同社又は同社の関連会社のB社で勤務していたことは認められるが、i) A社の現在の事業主は、「当時の資料も無く、当時の事業主である父親は病気のため確認できず、厚生年金保険事務を担当していた母親も既に死亡したため、申立期間当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できないこと、ii) 申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員は、「A社とB社は、事務所も同じで事業主の妻が社会保険事務担当者だったが、申立期間当時、社会保険に未加入だった者がいた。」「A社及びB社では、厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨証言している上、申立人が名前を挙げた元同僚のうちの一人も、「入社からB社において、厚生年金保険に加入するまで

2年半ぐらい未加入期間があるが、理由は分からない。」と証言していることから、申立期間当時、A社及びB社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 上記の元同僚から聴取しても、未加入期間における保険料控除に関する証言及び資料は得られない上、平成5年2月に同社において資格を取得している元従業員は、「私は平成4年9月に入社したが、数か月後に社会保険に加入をお願いし、やっと社会保険に入れてもらったため、5か月ぐらいの未加入期間がある。加入するまでの間、保険料は多分控除されていなかったと思う。」と証言していること、iv) 雇用保険の加入記録によると、申立人は、3年11月15日にA社において資格を取得していることが確認でき、B社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致する上、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は見当たらないことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき24年3月12付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな資料として、A社が発行した在籍証明書を提出するので、再度審議してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人から新たな資料として提出されたA社が発行した在職証明書により、申立人は、平成元年5月から、同社及び同社の関連会社のB社に在籍していたことが確認できるものの、当該証明書は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料ではない上、申立人から聴取しても、保険料控除をうかがわせる新たな事情も見当たらないことから、今回の再申立てに当たり、申立人から提出された当該証明書及び申立人の主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。